



利用方法



1

事前登録をしましょう

子どもの健康状態を把握し安全に
保育するために事前に登録しておきましょう

2

利用の仮予約をしましょう

利用予定日の空き状況を確認し仮予約をしましょう

3

かかりつけ医を受診

かかりつけ医を受診し、病後児保育が可能かどうか診察をしてもらい
「利用連絡票」に注意することなどを記入してもらいましょう

4

本予約をしましょう

「利用連絡票」に記載された症状を伝え、本予約
をしましょう



5

利用当日

着替えや水分、薬などを持参してください
家での様子や、気になることなどを確認してから預かります。
※迎えの際に、日中の様子を報告します。
また、こども園で活用している「コドモン」に体温や食事量、
午睡時間など記入し、様子がわかるようにします

働くお父さん、お母さんの子育てを応援！

病後児保育が始まりました

乳幼児期は病気に対する抵抗力が未発達のため、さまざまな感染症にかかります。
子どもが病気にかかった時、あと1日2日の安静が必要なのに「付き添ってあげたいけど、
もう仕事を休むことができない」などお困りの経験はありませんか？
そのような子育て世代を応援するため5月1日から病後児保育を開始しました。



〈問い合わせ先〉
子育て支援センター ☎45-4332

病後児保育とは？

子どもが感染症などの病気にかかったり、けがをしたりして
集団生活（保育）にはまだ早い
が仕事が休めない時など、回復
期の子どもの状態に合わせ、無
理をさせることなく、保育士・
保健師がこども園で預かり、保
育します。

対象は？

こゆりこども園に在籍してい
る1歳児（すみれ組）から5歳
児（ひまわり組）で、次の全て
に該当する子ども
① 解熱剤を服薬せずに38℃以上
の発熱がない
② 水分補給と普段通りの食事が
おおむね可能であること
③ 腹痛や嘔吐がなく下痢がある
場合でも軽度な状態であること
④ 病院を受診し、回復期にあ
り、病後児保育が利用可能で
あると診断されていること



受入れ可能人数と 利用時間について

・受入れ可能人数
1日3人まで
・利用時間
月曜から金曜日までの開園日
午前8時30分から午後5時まで

病後児保育の特徴

☆体調に合わせた遊びをして過
ごします
☆こども園のように、遊びの時
間やお昼寝の時間、おやつの時
間など1日の流れを崩さ
ず、子どものペースに合わせ
てゆっくり過ごします
☆病後児専用の保育室で保育
士・保健師がそばで体調確認
をしながら保育します

1日の流れ

①入室 ②遊び ③おやつ
④遊び ⑤食事・服薬 ⑥お昼寝
⑦おやつ ⑧遊び ⑨お迎え
※入室時に自宅での様子や心配
なこと、注意してほしいこと
などを確認します。
※適時体温測定を行います。

／ひろがる子育て応援事業／



①未就園児等の 訪問型支援

未就園児等の全家庭
に、保健師・保育士が
チームとなり定期的に訪
問します。
なかなか外に出ていけ
ない人も気軽に相談で
きる体制を整え育児不
安の軽減を図ります。

②子育て広場

「おいでおいで」
こゆりこども園の支
援室にて、子育て中の
人や、妊娠中の人の交
流の場として、月・水・
金の午前中に子育て広
場を開催しています。
常時、保育士等が対
応し月齢や季節に応じ
た遊びや絵本の読み聞
かせを行います。



③こゆりこども園児の保健推進

幼児期は基本的な生活習慣を習得
する大切な時期です。
「早寝早起き朝ごはん」運動や、歯
磨き習慣など楽しく学んで身につけ
ていけるよう、家庭と協力しながら
進めていきます。

【相談体制の充実】

町では保健師・栄養士・保育士・
言語聴覚士などいろいろな職種が連
携し、一人一人の子どもの健やかな
成長と家庭での子育てを応援してい
きます。





本年度は平均で一人当たり204円の増、一世帯当たり1309円の減 国保税の税率が変わります

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。町では、国保税の負担軽減のため、基金（預金）から国保会計に減税財源を繰り入れ、運営しています。今月号では、国民健康保険制度と本年度の国保税率改定についてお知らせします。

国民健康保険とは

国民健康保険は、加入する皆さんが病気やけがをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

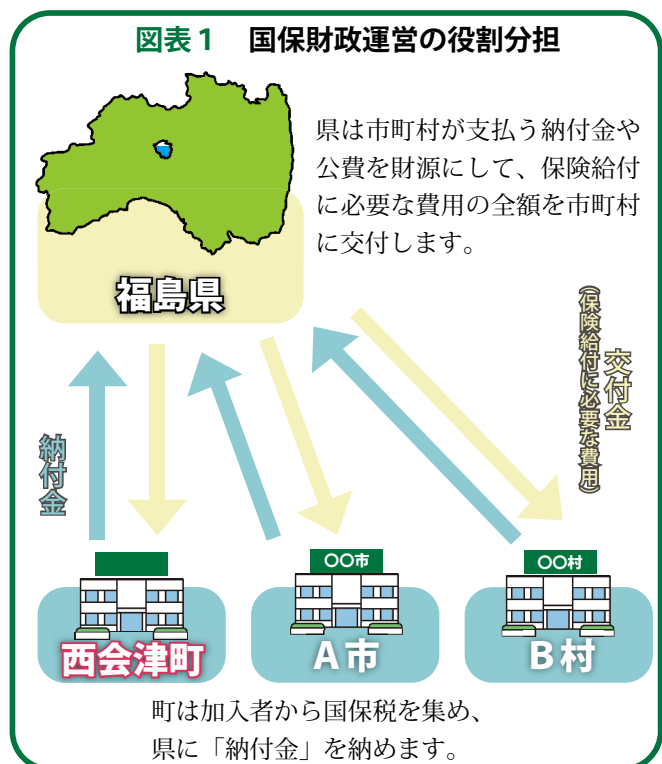
町と県が協力して運営

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、1人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、

県の役割

都道府県と市町村は、ともに国民健康保険の保険者となり、協力して運営を担い、安定的な財政運営と効率的な事業を行っています。（図表1を参照）。



また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担っています。

町の役割

町は、資格確認等の交付事務や保険給付などの申請・届出の受付、給付、国保税の課税・徴収、特定健診などの保健事業を行っています。また、国保税などを財源に県へ納付金を納付します。

税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」、②国全体の後期高齢者医療制度の医療費の状



況によって決める「後期高齢者支援金分」、③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護分」の3つの区分で必要額を算定し、税率を決定します。

国保税必要額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して決定する納付金などの歳出総額から、国が市町村に交付する補助金などを差し引いた金額となります。

また、税額は、3つの区分ごとに所得割・均等割・平等（世帯）割の3方式で算定されます。

国保税のあり方については、県が国保財政の運営主体となったことから、令和11年度には、保険料の県統一化を目指すことになりました。

本年度の税率と税額

◆医療分

納付金や保健事業費等の支出費用から、国保税の必要額を算出して税率を算定します。本年度は、円安基調や国際競争の長期化、物価高騰な

日頃から「健康」を意識

町では、疾病の早期発見・早期治療に向け、各種健（検）診を実施しています。国保の特定健診は、1年に1回、9千円相当の検査を無料で受けられ、自身の体の状態が確認できるチャンスです。

また、生活習慣全般に対する健康意識の向上と健康づくりのため、家庭での血圧測定の習慣化と「健康ポイント手帳」の取り組みを推進しているほか、人間ドック助成事業に取り組んでいます。



〈問い合わせ先〉

●国保税について

町民税務課 税務係
☎ 45-2212

●資格確認等について

健康増進課 国保係
☎ 45-4532

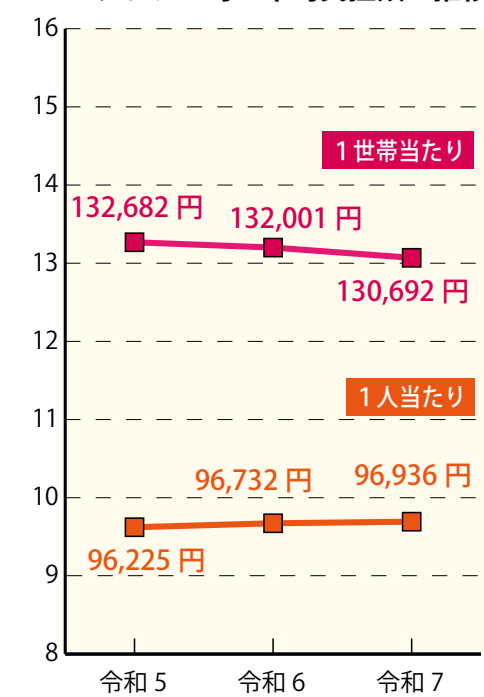
それぞれの区分で算定した結果、昨年と比較して、1人当たりの平均負担額は204円の増額、1世帯当たりの平均負担額は1309円の減額となりました。

図表2 令和7年度の税率と税額

区分	説明	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	5.2% (- 1.95%)	2.68% (- 0.37%)	1.94% (- 0.56%)	49% (± 0%)
均等割	国保加入者1人当たりの負担額	20,400 円 (- 600 円)	10,400 円 (+ 1,200 円)	10,600 円 (± 0 円)	36% (+ 1%)
平等割	1世帯当たりの負担額	12,400 円 (- 2,500 円)	6,600 円 (+ 600 円)	5,000 円 (- 200 円)	15% (- 1%)

※（ ）内は前年度比

グラフ1 町の平均負担額の推移



マイナ保険証への移行

昨年12月より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行となりました。

新制度では、マイナ保険証を持っている人へは「資格情報のお知らせ」を発行し、マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を発行しています。

なお、後期高齢者医療制度へ加入している人には、暫定的な運用として、マイナ保険証の所持にかかわらず「資格確認書」を交付しています。

資格確認書等の更新と返却

8月に国民健康保険資格確認書等と後期高齢者医療資格確認書が更新されます。

新しい資格確認書等は、7月下旬までに、国保は世帯主、後期高齢者医療は本人宛てに郵送されます。

有効期限の過ぎた保険証等は、町役場健康増進課または奥川支所に返却するか、個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。





議案11件を審議・可決

6月町議会定例会報告

6月6日から11日までを会期に開かれた令和7年第4回町議会定例会では、条例の一部改正や令和7年度補正予算など議案11件が審議されました。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次のとおりです。

町政の主要事項
報告から

令和6年度

冬の降雪への対応

本年2月の大雪により、本町は62年ぶりに災害救助法が適用されました。

町では、この大雪に対し、関係機関・団体の協力のもと町民生活に支障を来たさないよう、除排雪や道路交通の確保、一人暮らし高齢者の支援などに努めました。が、平年を大きく上回る大雪により生活への影響が生じたことから、今後の大雪に備え体制強化を図るため、5月14日に雪対策関係団体会議を開催しまし

た。

この会議では、今冬の雪対策について振り返り、問題点や課題の整理、改善方法について協議しました。

町では、関係団体から出された課題や意見を踏まえ、雪対策の体制強化に繋げていきます。

大雪による農業施設の被害

今冬の大雪により、パイプハウスや果樹棚など、農業施設の倒壊や破損の被害が発生し、6月4日現在で、ハウス被害が96棟、被害額は1348万6千円となりました。

町では、被害を受けた農業施設を対象に、県の補助事業

に併せて、町独自の補助金を上乗せし交付ができるよう進めています。

今後も引き続き、雪害への注意喚起と被害発生後の迅速な対応を図り、農業者の経営継続を支援していきます。

首都圏等企業関係構築事業

本事業は、「官民共創」の取組みとして、首都圏の企業が、本町を実証事業や研修などのフィールドとして活用することで、来町する企業との継続的な関係構築を図り、関係人口の拡大や越境人材の育成、移住定住に繋げることを目的としています。

今回、首都圏に本社を置く企業との共創により、新たな商品開発として、西会津産米を使用したお酒「ホップサケ^{ほっしゅさけ}」が完成しました。このお酒は、西会津産有機米「山田錦」と白麹にビール製造で使用するホップを加えて作ったものでクラフトビールや日本酒とも異なる味わいとなっています。

この製造には、町内の米生

産農家のほか、レシピ開発から白麹の調達、醸造、販売までの工程において、クラフトビール製造の専門家や広告プロモーションを手掛ける大手企業など、多くの関係者の協力により実現しました。

こうした首都圏企業との共創の取組みについて、引き続き関係構築を図っていきます。

西会津応援大使懇談会

西会津応援大使として委嘱している11人を対象に、大使の知見や人脈などによる町勢の伸展や行政課題の解決を図るため、5月23日に東京都内で応援大使懇談会を開催しました。

当日は、7人の大使が参加され、本町の振興に資するさまざまな意見交換を行いました。

可決された主な議案

◆町税条例の一部改正（専決処分）Ⅱ地方税法の一部改正に伴う所要の改正

◆町国民健康保険条例の一部改正Ⅱ国保加入者の負担軽減を図るための国保運営基金の活用および物価高騰の影響を考慮した減税のための税率などの変更

◆令和7年度一般会計補正予算（第2次）Ⅱ会計年度任用職員に係る人件費の増額や大雪の影響に伴う公共施設・道路施設に係る修繕料の増額

\あなたの一票 明るい未来/
西会津町長選挙

西会津町議会議員補欠選挙

7.20日 投開票

◆期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けない場合は、期日前投票ができます。

○期間 7月16日（水）～19日（土）

※参議院議員通常選挙と異なりますのでご注意ください。

○時間 午前8時30分～午後8時

○場所 期日前投票所（役場前駐車場）

※投票所入場券を忘れずに持参ください。

◆参議院議員通常選挙について

7月20日（日）は、参議院議員通常選挙の執行見込みであり、参院選の入場券（ハガキ）が先に届く予定です。

町長選・町議補選と一緒に期日前投票を行う場合は、7月16日（水）以降に期日前投票所に来所してください。

◆郵便投票制度について

身体に重度の障がいがある人や介護保険法上の要介護5の人は、郵便により自宅で投票できる制度があります。

対象は障がいの種類や程度により異なるため、希望する場合は問い合わせください。

【問い合わせ先】町選挙管理委員会

☎45-2211



志願者の大きな支えに

自衛官募集相談員委嘱状交付式

5月30日、町役場で自衛官募集相談員の委嘱状交付式が行われました。

式では、薄町長、福島地方協力本部の菊池副本部長から斎藤光男さん（写真右から2番目）、荒海正人さん（写真右から3番目）の2人へ委嘱状を交付しました。



募集相談員は、自衛官志願者への情報提供をはじめ、自衛隊地方協力本部が実施する募集のためのさまざまな広報活動に協力しています。



6月1日付け

◇地域おこし協力隊

新隊員を紹介



鈴木

航介 隊員

埼玉県出身

【担当】

・デジタル戦略推進
町デジタル戦略を基にした各種事業の企画立案、実施に向けて関係機関と連携しながら地域活性化に取組みます。

【鈴木さんより一言】

地域の人に「来てくれてよかった!」と思ってもらえるように頑張ります。